

美しい 県土づくりNEWS

知恵と工夫

2006年

Jan 1

岩手県県土整備部手づくり広報誌
美しい県土づくり NEWS 18号
平成18年1月5日発行
編集 県土整備企画室

岩手の残したい景観 Vol.9

西和賀町沢内の川舟の家周辺から見る川舟の家の景観

【選ばれた理由】

岩手でも茅葺き屋根の民家はほとんど姿を消している。そうした中で、茅葺き屋根の民家を保存しようと取り組んでいる住宅グループがある。西和賀町沢内の川舟の家である。通常の屋根に比べて茅葺き屋根の維持にはコストがかかるが、住民グループが立ち上がってその費用を集め、屋根の修復、保存に当たっている。豪雪地帯の沢内地区では、屋根に積もった雪の重みで茅葺き屋根が崩れてしまうため、冬場には何度も雪下ろしをしないとならない。住民の手によって大切に守られ引き継がれている、岩手の残したい景観のひとつである。



「いわての残したい景観」は県土整備部都市計画課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/01machi/nkeikan/nkdbtop.htm>

CONTENTS

| | |
|------|-----------------------|
| Page | |
| 2 | ◆ 新年のあいさつ 橋本県土整備部長 |
| 3 | ◆ 2005年県土整備部 主な出来事 |
| 5 | ◆ 県立都市公園、県営住宅等指定管理者制度 |
| 7 | ◆ 流木の再資源化の取組み（綱取ダム） |
| 9 | ◆ 木質バイオマスエネルギー消融雪施設 |
| 11 | ◆ 歩行者の安全確保対策（二戸市） |
| 13 | ◆ 木賊川における緑豊かな川づくり |
| 16 | ◆ 県土整備 TOPICS |
| 17 | ◆ インフォメーション |
| 19 | ◆ みんなの声 |

新年のあいさつ 質の高い社会資本整備の推進に向けて

岩手県県土整備部長

橋本 義春



新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新しい年を迎え、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年は、三位一体改革による国と地方のあり方の見直しの中で、地方交付税が大幅に減額されたことにより財政状況が一層厳しくなり、また一方では、集中豪雨や台風、地震による全国、全世界的に発生している災害等を教訓に、自然災害から県民の生命財産を守り、安全・安心な生活を確保する施策をハード・ソフト両面で重点的に推進していくことが急務となった年でもありました。

このような中で、三陸縦貫自動車道「大船渡三陸道路」が3月に供用され、また砂鉄川緊急治水対策事業の国直轄区間が概ね完成するとともに、木造耐震診断支援事業を導入するなど、災害に強い安全で安心な県土づくりを進めてまいりました。さらには、花巻空港滑走路を2,500mに延伸する工事が3月に完成したところであり、一層の知名度向上や利用拡大を目指して愛称を「いわて花巻空港」と決定し、7月には累積利用者数が1,000万人を達成するなど、さらなる地域経済の活性化が期待されています。

人口減少、少子・高齢時代に伴う歳入減少による公共投資の縮小、既存社会資本ストックの老朽化による維持管理費の増大など、公共事業を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい状況にあります。今後も、県民生活や地域経済を支える観点から重要な役割を担っている社会資本整備を着実に進めるために、限られた予算の中で、投資効果が最大限発揮できるよう、これまで以上に「選択」と「集中」による重点化を図り、安全で安心な地域づくりの実現や産業振興に資する社会資本を最優先で整備してまいります。

また、昨年に引き続き、既存ストックの有効活用や計画的な維持管理の実施、自然環境への配慮、建設業の経営体質強化支援などに努めるとともに、効率的で効果的な社会資本サービスを提供するため、住民、NPO、企業等の多様な主体との連携・協働を積極的に進め、住民主体の地域づくりを促進するなど、質の高い社会資本の整備を積極的に推進してまいりたいと考えております。

今年も、皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

1月 主要行事

● 北上地区建設産業団体合同新年交 賀会

- 期日 1月11日(水)
- 時間 17時30～19時
- 場所 ホテルニューヴェール北上
- 担当 北上地方振興局土木部

● まちづくり意見交換会

- 期日 1月13日(金)
- 時間 13時30分～16時
- 場所 北上地区合同庁舎
- 担当 北上地方振興局土木部

● 磐井川堤防改修に関する懇談会

- 期日 1月16日(月)
- 時間 13時30分～15時30分
- 場所 ベリーノホテル一関
- 担当 一関地方振興局土木部

● 測量設計業との意見交換会

- 期日 1月17日(火)
- 時間 13時30分～15時30分
- 場所 釜石地区合同庁舎
- 担当 釜石地方振興局土木部

● ダム技術研究発表会

- 期日 1月19日(木)
- 時間 10時30分～17時
- 場所 東京・機会振興会館
- 担当 鷹生ダム建設事務所

● 内外情勢調査会支部懇談会

- 期日 1月20日(金)
- 時間 12時～13時30分
- 場所 一関市内
- 担当 一関地方振興局土木部

● 大船渡港埠頭保安訓練

- 期日 1月20日(金)
- 時間 13時30分～15時
- 場所 大船渡市茶屋前埠頭
- 担当 大船渡地方振興局土木部

● 工事現場パトロール

- 期日 1月25日(水)
- 時間 9時～17時
- 場所 二戸管内
- 担当 二戸地方振興局土木部

※下線内容は右側に関連写真を掲載

- 2月 ■ 中部国際空港（セントレア）開港（花巻便乗入れ開始）
- 2月 ■ 「橋梁耐震補強3箇年プログラム」スタート
- 3月17日 ■ 花巻空港2,500m滑走路供用開始
- 3月19日 ■ 三陸縦貫自動車道大船渡三陸道路全線開通 (L=17.3km)
- 3月23日 ■ 空港愛称名「いわて花巻空港」等を発表
- 4月1日 ■ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の施行
- 4月1日 ■ 組織一元化スタート
- 4月 ■ 住民協働による新しい維持管理の実現（歩道除雪及び草刈）にむけてスタート [みんなで守る快適ロードプロジェクト]
- 4月 ■ 木造住宅耐震診断支援事業スタート
- 平成17年12月15日現在707人を「岩手県木造住宅耐震診断士」として認定
- 4月17日 ■ 都市計画道路釜石駅東前線（主要地方道釜石港線）『大渡橋工区』（釜石市）開通 (L=186m)
- 4月23日 ■ 広域農道軽米九戸地区長倉大橋開通
- 5月11日 ■ 鷹生ダム試験湛水開始
- 6月 ■ ガードレール金属片事件（県管理道路365片・全国約37千片）
- 6月 ■ 道整備交付金、汚水処理施設整備交付金制度スタート
- 6月 ■ 公正取引委員会が県内の建設業91社に排除勧告
- 6月30日 ■ 県営宮野目アパート4号棟完成（鉄筋コンクリート造4階建24戸）
- 7月3日 ■ いわて花巻空港利用者1,000万人達成
- 7月11日 ■ 津付ダム建設に伴う損失補償協定調印式
- 7月19日 ■ 一般国道284号『沢工区』（一関市）開通 (L=2,180m)
- 8月1日 ■ 県営建設工事請負契約書に付記条項（県産品活用）
- 8月5日 ■ 新技術等活用促進事業実施要領制定
- 8月9日 ■ 一般県道薄衣舞川線『中谷起工区』（一関市）開通 (L=2,000m)
- 8月10日 ■ 一般国道456号『熊川橋』（江刺市）開通 (L=71.6m)
- 8月10日 ■ 道の駅「みやこ」が県内28番目の駅として登録
- 8月20日 ■ 砂鉄川直轄緊急治水対策事業記念式典（概成）
- 8月27日 ■ 主要地方道花泉藤沢線『老松工区』（花泉町）開通 (L=1004.5m)
- 8月30日 ■ 三陸縦貫自動車道通岡トンネル工事 安全祈願祭 (L=1,230m)



- 9月1日 ■市町村合併に伴う路線名変更（八幡平市関係5路線）
 9月 ■ローカルスタンダード（幅員2.0m未満の歩道整備）の策定
- 10月5日 ■北日本造船(株)久慈工場の起工式を開催
- 10月13日 ■一般国道283号仙人峠道路滝観洞トンネル貫通式（直轄：L=2,996m）
- 10月24日 ■大規模公共事業評価委員会を踏まえ「県代行事業沢内村道安ヶ沢線」中止決定
- 11月1日 ■岩手県営建設工事請負契約書付属条件改訂（県産品活用）
- 11月1日 ■岩手県橋梁保全計画策定研究会スタート
- 11月9日 ■一般県道土淵達曾部線『附馬牛工区』（遠野市）開通（L=920m）
- 11月9日 ■新技術等の登録 登録数24件（15社）うち新技術・新工法16件、新製品10件（重複有）
- 11月15日 ■緑資源幹線林道八戸・川内線全線開通
- 11月16日 ■東北横断自動車道釜石秋田線田瀬地区工事 安全祈願祭
- 11月21日 ■三陸北縦貫道路普代高架橋下部工工事 安全祈願祭（L=490m）
- 12月 ■公共工事コスト縮減対策第3次計画策定
- 12月 ■木質バイオマス消融雪実証試験スタート
- 12月 ■橋梁保全計画に伴う橋梁点検スタート
- 12月3日 ■農免農道 野場和野地区（田野畑村）全線開通（L=1,040m）
- 12月7日 ■主要地方道盛岡横手線松川橋（西和賀町）開通（L=35.4m）
- 12月8日 ■一般県道藪川川口線『岩手川口工区』（岩手町）開通（L=約820m）
- 12月9日 ■一般国道282号『西根バイパス』（八幡平市）一部開通（L=900m）
- 12月12日 ■一般国道4号水沢東バイパス部分供用（L=1.0km）
- 12月21日 ■一般国道46号盛岡西バイパス部分供用（4車線：L=0.4km）
- 年度内 一般国道4号北上拡幅部分供用（4車線：L=0.5km）
 （予定） 一般国道4号花巻東バイパス部分供用（L=0.8km）
 三陸北縦貫道路中野バイパス（岩泉町～田野畑村）部分供用（L=1.5km）
 砂鉄川緊急治水対策事業〔直轄〕（県施工区間は継続）（東山町～川崎村内）
 三陸高潮対策事業津軽石川水門（7門）
 県営北野アパート6工区完成（鉄筋コンクリート造4階建16戸）
 県営駒下アパート9号棟完成（鉄筋コンクリート造2階建6戸）
 県営大平アパート4工区完成（鉄筋コンクリート造5階建13戸）





内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園並びに県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定しました！

■ 県立都市公園条例の一部を改正しました。

今回の改正は、県立都市公園の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、併せて所要の改正を行いました。

都市公園とは、都市計画で定められた公園又は緑地で地方公共団体が設置するもので、県が設置している都市公園は、①岩手県営運動公園、②内丸緑地、③岩手県立花巻広域公園、④岩手県立御所湖広域公園の4つありますが、このうち、岩手県営運動公園と岩手県立御所湖広域公園の艇庫は教育委員会の所管となっています。

なお、指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を、指定を受けた団体に委任する制度であり、また、利用料金制度とは、利用者からの料金を指定管理者自らの収入として収受させる制度で、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくしようとするものです。

■ 内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定しました。

はじめに、「指定管理者の候補者の選定の経緯」について説明します。先ず、「選考委員会」については、外部委員5名、内部委員1名の計6名により「県立都市公園指定管理者選考委員会」を組織し、この委員会において募集方針及び募集要項について協議いただき、申請のありました団体の審査を行い、順位を決定しました。

申請の受付期間は平成17年6月27日から7月27日までの約1ヶ月で、4月には募集方針を公表するなど、周知に努めました。なお、申請団体数は、内丸緑地3団体、岩手県立花巻広域公園3団体、岩手県立御所湖広域公園2団体から申請がありました。

審査の結果、次の団体を第1順位とし、12月県議会に指定管理者の指定について提案し決定しました。

【指定する指定管理者】

| 公園名 | 住所 | 名称 | 指定の期間 |
|-------------|--------------------------|----------------------|--|
| 内丸緑地 | 盛岡市下太田沢田 67 番地 6 | 特定非営利活動法人 緑の相談室 | 平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間) |
| 岩手県立花巻広域公園 | 盛岡市みたけ一丁目 10 番 1 号 | 財団法人岩手県スポーツ 振興事業団 | |
| 岩手県立御所湖広域公園 | 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号 | 小岩井農牧株式会社 | |

【指定の理由】

(1) 内丸緑地

特定非営利活動法人緑の相談室は県内の造園業者による団体であり、植栽管理について専門性を有することから適切な管理が期待できる点が評価されました。

(2) 岩手県立花巻広域公園

財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、これまでの実績もあり手堅い内容であること、また、経費削減効果が最も大きい提案であることが評価されました。

(3) 岩手県立御所湖広域公園

小岩井農牧株式会社は、植生管理に工夫が見られ、生態系の保全を重視するなど環境面で優れた提案であることが評価された。また、利用促進についても、広域公園全体について利用促進を図るほか、広域的連携を具体的に進めようとする点が評価されました。

※詳しくは、都市計画課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0604/02park/koen/shitei/senkoukekka.htm>



内丸緑地



岩手県立花巻広域公園



岩手県立御所湖広域公園

■ 県営住宅等条例の一部と県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正しました。

| | 県営住宅等条例の一部を改正する条例 | 県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例 |
|-----------------|---|---|
| ■ 条例案の内容 | ① 指定管理者による管理について定めること。(第 50 条関係) ② 指定管理者が行う業務の範囲について定めること。(第 50 条の 2 関係) | ① 指定管理者による管理について定めること。(第 36 条関係) ② 指定管理者が行う業務の範囲について定めること。(第 36 条の 2 関係) |
| ■ 指定管理者に行わせる業務 | i 県営住宅等の維持管理に関する業務 ii 県営住宅等の利用の促進に関する業務 iii その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務 | i 県営特定公共賃貸住宅等の維持管理に関する業務 ii 県営特定公共賃貸住宅等の利用の促進に関する業務 iii その他県営特定公共賃貸住宅等の円滑な利用の確保に関する業務 |
| (参考) 本県における設置状況 | 48 団地 5,138 戸 (H17.10.31 現在) 盛岡市、花巻市、北上市、水沢市、一関市、大船渡市、釜石市、宮古市、二戸市、金ヶ崎町 | 3 団地 34 戸 (H17.10.31 現在) 盛岡市、花巻市、北上市 |

【指定管理者制度】 公の施設の管理に関する権限を、指定を受けた団体に委任する制度。ただし、公平な住宅政策の観点から行政主体としての判断が必要な行為は、指定管理者が行うことはできない。(平成 16 年 3 月 31 日国土交通省通知)

■ 県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定しました。

はじめに、「指定管理者候補者の選定の経緯」についてですが、「選定委員会」は外部委員 5 名、内部委員 1 名の計 6 名により「県営住宅等指定管理者選定委員会」を組織し、この委員会において選定基準や審査方法などを定めた募集要項について協議いただくとともに、申請のありました団体の審査を行い、順位を決定しました。

申請受付期間は、平成 17 年 8 月 22 日から 9 月 22 日までの 1 か月でしたが、8 月 1 日から募集要項の配布を開始するなど、周知に努めました。審査の結果、次の団体を第 1 順位とし、12 月県議会に指定管理者の指定について提案し決定しました。

【指定する指定管理者】

| 名称 | 住 所 | 指 定 の 期 間 |
|-----------------|------------------|---|
| 財団法人岩手県建築住宅センター | 盛岡市上ノ橋町 1 番 50 号 | 平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日 (3 年間) |

【指定の理由】

財団法人岩手県建築住宅センターは、これまでの経験と管理実績により、施設の設置目的を十分理解しており、福祉部門等のスタッフからなる「和らぎ県住推進員」によるきめ細やかな滞納指導の実施など入居者に配慮したきめ細かな管理の導入や緊急修繕等に即座に対応するための県営住宅の存する 8 地方振興局管内に「管理サポートオフィス」を設置するなど、より具体的で効果的な提案がなされたことが評価された。

※詳しくは、建築住宅課のホームページをご覧ください。http://www.pref.iwate.jp/~hp0608/



流木の再資源化によるコスト削減と 雇用促進の取組み

12月18日(日)に県政番組「いわて情報ステーション(テレビ岩手)」で「ゴミをチャンスに! 流木リサイクルの取組み」が放送されました。番組では、綱取ダムの湖面に溜まる流木をバイオマス燃料としてリサイクルする取組みが紹介されました。この取組みは、流木処理のコスト削減のほかにも新たな雇用の創出やエネルギー資源の循環利用など、様々なメリットが生まれる画期的な取組みとして注目されています。

※放映内容は番組ホームページでご覧になれます。 <http://www.tvi.jp/jouhou/200512.html#1218>

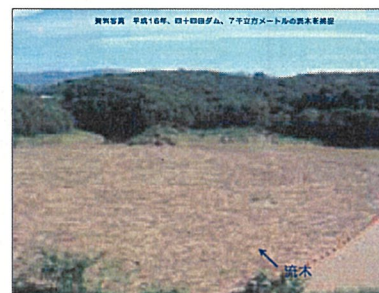
【当日の取材風景】



【取組みの概要】

岩手県が管理するダム貯水池から回収される流木や塵芥類に関しては、従来、多くを産業廃棄物として処理していました。ダム以外でも、河川などで発生するこのような流木などの廃棄物の処理にかかるコストは1トン当たり数万円を要しており、平均的な年でも県全体では数千万円に達するものです。このコストの削減と資源の有効利用の観点から流木などのリサイクルを進めています。

従来から薪として利用できるものについては、一定の長さに玉切りの上、集積して県民へ無料で配布を行っています。利用者は燃料のほか、ガーデニング用の植木鉢などに加工して使用しているとのこと。この薪の配布は薪ストーブやガーデニングを趣味としている環境に対する関心の高い人々をダムに呼び込むという思わぬメリットもありました。ただし、貯水池で回収される物のうち薪となる流木はおおよそ50%で、残りの半分は小枝や、葉などとともにビニール袋やペットボトルなどが混じったものです。このような薪などに利用することが出来ないものについて



現在の状況

年間6千万円を超える処理費用

- ・下流や沿岸地域を守るためダムや、上流河川では年に7,400m³にも上る流木を回収しています
- ・回収された流木は多量のビニール片などが混じっているため、そのままでは利用することが出来ません

は、粉碎して熱と圧力を加えることで粒状の燃料「木質ペレット燃料」や「ブリケット燃料」にすることを試行しています。昨年度は試験的に3立方メートル(1,000kg)の流木残物をペレット化したところ、約400kgの木質ペレット燃料を得ることが出来上がり、品質も市販のものに近いものが出来上がりました。

流木残物をペレット化するにはあたっては、燃焼による有害物質の発生を避ける目的から、混入しているビニールやプラスチックなどを、除去しなければなりません。ただし、この工程は機械化することができず、手作業に頼らざるを得ません。

改善される点

10%のコスト削減を目標としています

- ・廃棄物を細かく分別することにより廃棄にかかる運送、処理のコストを削減することが出来ます
- ・コストの削減により、より広範囲を高品質に維持管理することが可能となります

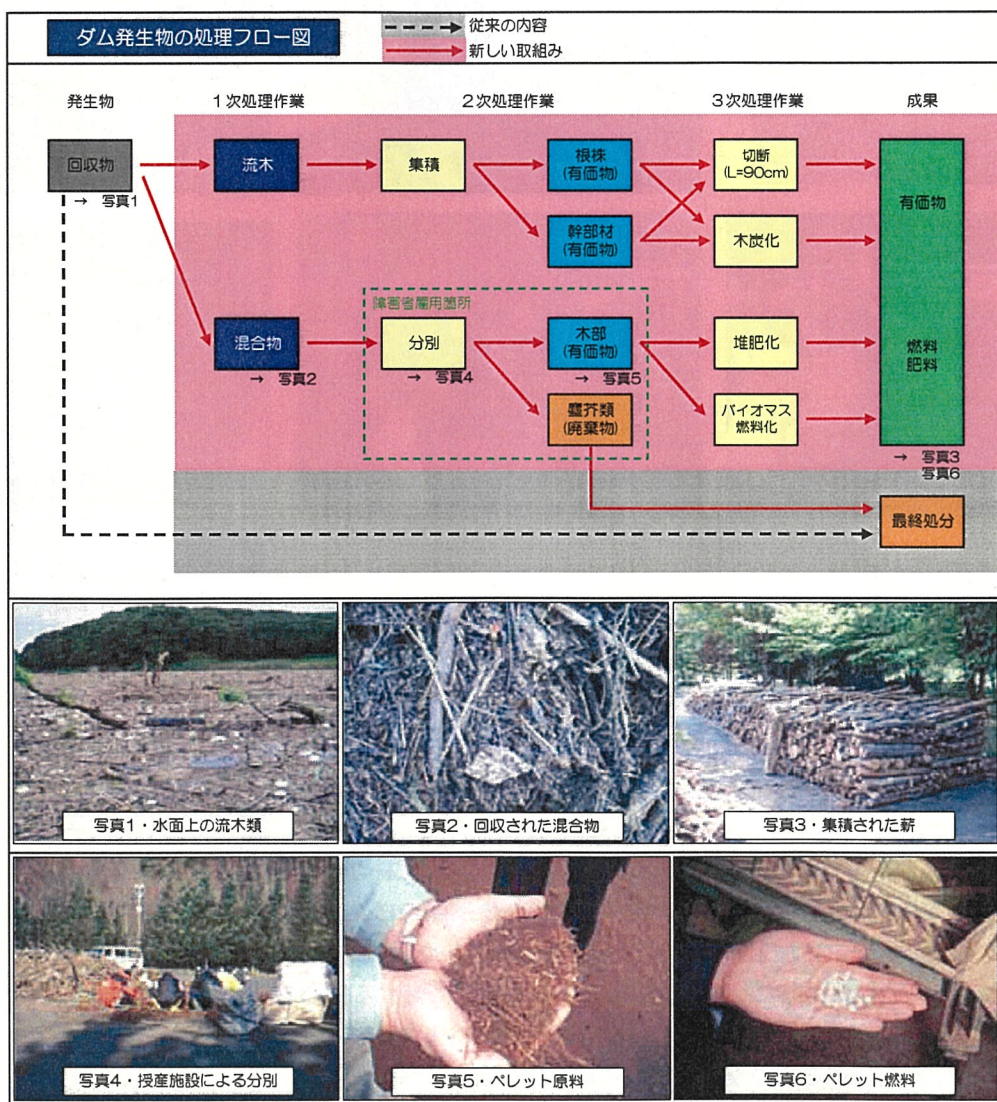
新たな雇用を創出します

- ・回収された流木等を有効に利用するためには確実な分別が不可欠です
- ・分別作業は人間の目で確かめながら行わざるを得ません

資源循環がはかられます

- ・コスト削減のメリットのほか、薪炭材やバイオマス燃料、肥料などが成果物として得られます
- ・これらを社会へ還元することにより炭酸ガス排出を減らすことが出来ます

この手作業による分別作業は、障害者の就労機会拡大をはかる事業の一環として保健福祉部と協調して、県内の障害者授産 NPO へ委託しています。今年度は木質ペレット以外にブリケット燃料化や、堆肥化などの検討を行い、あわせて、作業の歩掛や廃棄物処理にかかる規制などに関する資料を取りまとめ、県内のほかの公共施設管理事業者へ情報を提供していく予定です。県内に現存する約60箇所のダムすべてで取り組んだと仮定した場合、木質ペレット燃料にして年間約1,500トン(重油換算720キロリットル)を得ることができます。



お問い合わせ先：県庁 河川課 019-629-5906



公共事業における新エネルギーの有効利用について 木質バイオマスエネルギーを利用した 消融雪施設の実用化に向けて

1. はじめに

近年、森林内に放置された間伐材等の林地残材や製材工場等で発生する端材等の木質バイオマスが来るべき持続可能な社会の重要なエネルギー源として見直されており、森林保全や林業・木材産業の活性化を図るうえで、その有効活用が課題となっています。

再生可能で、環境にやさしい木質バイオマスエネルギーの利用は、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止への貢献、間伐材等の利用による地域経済振興への寄与、さらには森林が持つ水資源の涵養や土砂災害防止等の公益的機能の向上につながるものであり、積極的な推進が求められています。

本州一の豊富な森林資源を有している本県は、木質バイオマス資源が多く存在することから、これらの資源の有効活用の一環として歩道等の消融雪の熱源施設として当エネルギーの利用拡大を図る取組みを進めており、その概要について報告します。

2. 実用化に向けての開発

本県では、冬期における歩道の安全な通行の確保を図るため、県管理道路へ消融雪施設の設置を進めており、その熱源としてこれまでは地下水、電気、ガス、重油、灯油等を利用してきました。

しかし、熱源の見直しにより化石燃料の使用削減を図り、平成 11 年に策定された「岩手県環境基本計画」に掲げる二酸化炭素削減目標の達成に寄与することを目的として、平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 箇年で、木質バイオマスエネルギーの利用による歩道消融雪施設の実用化に向けた取組みを行うこととしています。

具体的な取組みとしては、燃料となる木質バイオマスは、ストーブや大型ボイラーに利用される木部ペレット及び樹皮ペレット（写真-1、2）を使用し、厳寒の屋外においても安定して燃焼する小型ボイラーシステムを開発することとし、この開発を岩手県工業技術センターに委託して進めているものです。



写真-1 木部ペレット



写真-2 樹皮ペレット

平成 15 年度は、ペレットを利用するボイラー（以下ペレットボイラー）の燃焼部及び燃料供給部を含めた燃焼器の設計・試作を行い、燃焼試験を実施した。平成 16 年度は、ペレットボイラー熱交換部・融雪装置部・燃料を供給するサイロ部の設計・試作、ペレットボイラーの制御システムの設計、試作機の製作・調整を行いました。

そして、平成 17 年度には、試作器の試験により生じた課題等の修正・評価を行い、特許及び商標出願を申請したうえで、実証試験を行うこととしています。

また、ペレットボイラー機器の課題である、1)ペレットは着火性が悪いこと、2)不完全燃焼とならないように、燃焼部へ燃料を初期形状のまま安定供給すること、3)最大出力の安定保持、4)安定した自動点火機能による安全性の確立等を踏まえた仕様となるよう、ペレットボイラーの開発を進めています。

3. 実証試験

開発したペレットボイラーの実証試験として、住田町にある一般国道397号道の駅「種山ヶ原」(図-1、写真-3、標高約600m)において、ペレットボイラーで暖めた不凍液により、トイレおよび休憩室前の歩道の雪を溶かす融雪装置を設置し、消融雪性能を評価することとしています。



図-1 道の駅位置図

写真-3 道の駅全景

平成17年11月末の進捗状況は、歩道部における消融雪施設設置工事が完了し、12月からペレットボイラーを設置・調整のうえ実証試験を開始しており、来年3月まで行うこととしています。(図-2)

ペレットボイラー導入にあたっては、1週間を通し最大出力でボイラーを運転した場合の燃料を入れるサイロの容量の確保や燃焼後の灰の処理(樹皮ペレットで重量の5%、木部ペレットで0.5%発生)が課題となっていました、これらについては既にクリアしています。(写真-4)



図-2 実証試験イメージ図

4. 今後の展開

木質バイオマスエネルギーの利用は熱利用が主体となりますが、競合する化石燃料と比較して、1)体積が大きく取り扱いが不便、2)発熱量が低い、3)資源が広く分散して存在するため収集運搬コストが割高であるなど、コストや利便性の面で劣っています。しかし、木質バイオマスの利用は、地球温暖化対策の推進や新エネルギー導入の促進等に寄与するメリットを有することから、今回の実証試験結果を踏まえて、メンテナンス等のランニングコスト削減の工夫を図りつつ、今後も県管理道路への利用拡大について検討したいと考えています。

また、ペレットボイラーの屋内暖房への利用拡大についても検討を行う予定です。

5. おわりに

岩手県では、これまで県や市町村の公共施設に率先してペレットストーブやペレットボイラー、チップボイラー等の導入を図ることで、木質バイオマスエネルギーの普及・啓発活動に努めています。

本事業により、木質バイオマスエネルギーの今後の利用拡大の一翼を担えるよう努力していきたいと考えています。

(県土整備部 道路環境課 阿部)



写真-4 サイロ (参考写真 実際は7m3を使用)



岩手県二戸市「歩行者の安全確保対策について」 ～車社会から子供達の命を守るために～

地方の実情にあった公共事業を考えるシンポジウム
(H17.11.24 東京虎ノ門パストラル 事例発表より)

岩手県の二戸市で実施しています「歩行者の安全確保対策」について説明します。最初に、岩手県二戸市の位置について説明します。地図ですが、まさかしの形をしていてオレンジ色が青森県となっていて、その南、太平洋側の青の部分が岩手県となっています。二戸市は、岩手県の北部で青森県と接しています、東北新幹線「はやて」で東京から約3時間かかります、終点「八戸」の手前の駅です。人口は、二万七千人の市です。二戸市には、温泉もありますし、また、あわやひえなどの雑穀の生産量が多く、雑穀により町おこしをしています。右下の絵は、五穀ラーメンといわれて、盛岡の冷めんと似ており、雑穀を使った麺となっています。そのほかにも、雑穀を使ったお菓子なども提供しています。

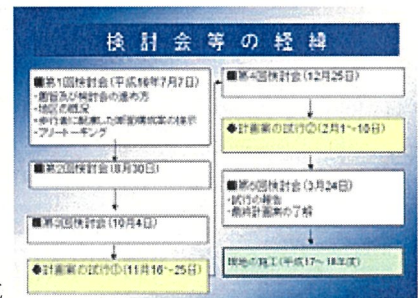
次に対策箇所の概要について、説明します。右の写真のように側溝をいれて7.5mと狭くなっています。旧国道4号で今は県道となっています。交通量が1日約1万台、通学路となっていて歩行者が700人、自転車が160台利用しています。都市計画区域で商業地域となっていて商店、住居、銀行などが立ち並んでいます。延長800mの区間が特に狭くなっており、今回の対策箇所となっています。

対応として、二戸市、警察、土木部が緊急対策会議を開催し、緊急対策として車線分離標を設置しました。車線分離標は、サイドラインの位置に設置し、緊急に歩行空間を確保しました。その後、平成16年7月に「歩行者等安全対策」検討会を設立しました。検討会の構成員としては、地区の団体として、小中学校のPTA、商工会、町内会、トラック、タクシー、バス会社と、行政側では、二戸市、警察署、振興局で組織しました。

検討会の経緯は、第1回に地区の概況説明、歩行者に配慮した断面構成案を提示し検討を重ねました。検討会で了承された計画案について1回目の現地試行を11月16日から25日に行いました。第4回検討会では、試行の結果や住民アンケートの結果の報告があり、それを踏まえて、2回目の現地試行を2月1日から10日に行いました。第5回検討会では、2回の現地試行や住民アンケート結果を総合的に検討して最終計画案をまとめることができました。この結果については、平成17年度から18年度で現地の施工をすることとしました。

通常期の現地試行について説明します。まず、センターラインの消去と路肩ラインの引き直しを行ってサイドサインの間の幅を4.5mとしました。これは、歩行空間の確保や車両の走行速度を落とすことを目的に実施しました。ポストコーンの設置は車道側から路肩を意識させるため実施しました。次に、路肩と側溝の部分を歩行空間として緑色に着色しました。この着色によって、歩行者の安心感が得られ、また、路肩への駐車がしにくくなると考えました。30kmの臨時速度規制も実施しました。また、試行区間の前後には、案内看板を設置して通行者にお知らせをしました。自転車の交通量も多いことから、自転車と歩行者がすれ違う時は押して歩くように看板でお知らせしました。

冬期の施行も実施したわけですが、通常期と違う点があります。通学路側の歩行空間を広く確保したこと、歩行空間の着色を橙色としました。それから、冬期なので、より路肩をわかるようにポストコーンの数を増やしています。2回実施しました試行結果について説明します。大きく3つあって、まず、交通量が約千台減ってしま



木賊（とくさ）川における

皆が親しめる緑豊かな川づくり

—平成 17 年度第 4 回災害復旧技術発表会資料より

概要

■ 『木賊川の紹介』

木賊川は岩手山の麓から盛岡市北部を流下し、北上川に合流する県管理の一級河川です。

◎上流部～中流部：絶滅危惧種であるカワシンジュガイも生息する等、多様な生態系を有する自然環境豊かな区間となっています。

◎中流部～下流部：人工的なコンクリート護岸を主体とした都市河川のような様相となっていて、その中でも事業区間は県営運動公園内を流れ、緑豊かではあるものの、フェンスによって公園とは切り離された空間です。



※「木賊(とくさ)」とは・・・トクサ属の一つで、茎の少し黒味をおびた深い緑色を木賊色という。この植物が河川沿いに繁茂していたことが木賊川と呼ばれるようになった由来と思われます。

○ 『平成 16 年 7 月の梅雨前線豪雨により被災』

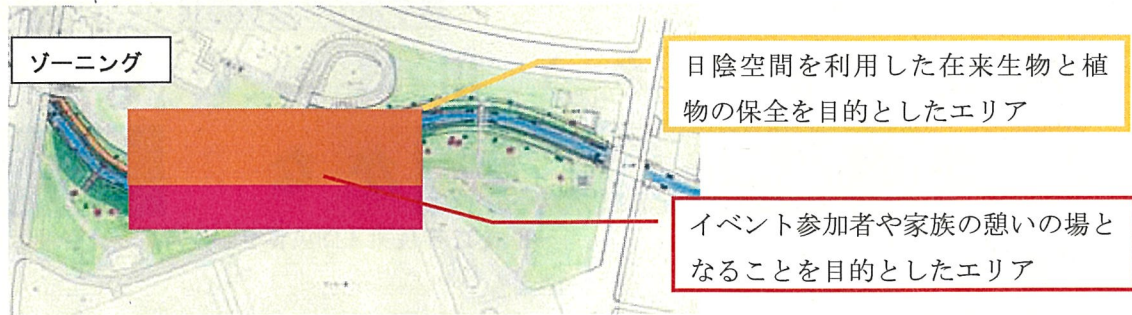
記憶に新しい平成 16 年 7 月に福井県及び新潟県に豪雨をもたらした梅雨前線が東北地方へ北上したことにより豪雨となったものです。降水量は当該箇所の上流域で時間雨量最大 27mm、24 時間雨量 98mm に及びました。このため、河川に急激に集まってきた雨水により下流の水位が上昇して護岸が被災を受けました。復旧にあたっては、単なる災害復旧事業ではなく、被災箇所を改良して復旧を行う特定小川災害関連環境再生事業により申請し、採択を受けました。



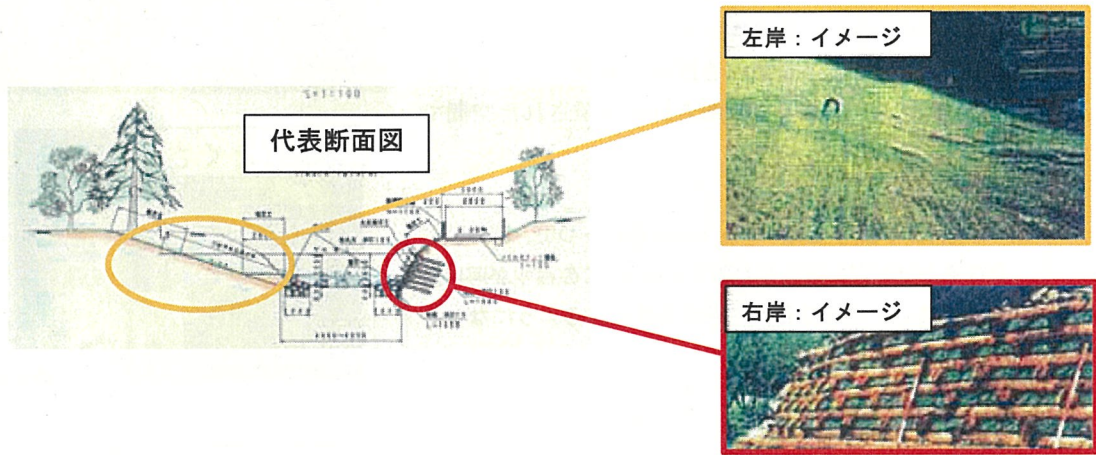
○ 『計画概要』

特定小川災害関連環境再生事業は市街地の小河川が洪水で被災した際に、護岸の傾斜を被災前よりも緩めて整備することで、単なる被災箇所の復旧にとどまらず、治水機能に加え、人が川と親しめる憩い場の創出も行える事業です。

流域住民との懇談会の際にいただいた当該河川の整備に関する提案を反映させながら、既存の公園施設の利用形態等を運動公園管理者と協議し、事業区間や護岸の構造を検討しました。また、河川周辺の利用形態を勘案して、ゾーニングを行い、人の憩い場を目的としたエリアと在来種の保全を目的としたエリアに分け、それぞれに最も適した護岸の構造を決定しています。



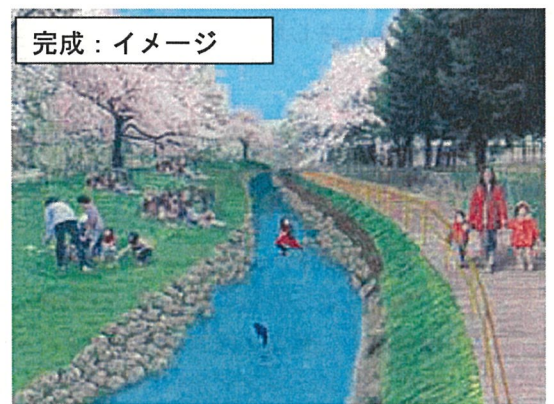
また、有識者等から現地調査も交えて、助言をいただきながら工法の決定を行いました。サッカー場等がある南側は人の憩いの場とするエリアとし、イベント開催時には選手のレストスポットや家族の憩いの場として人と川がふれあう空間を創出できるよう芝で覆われた緩い傾斜の護岸工法を採用することになっています。一方、交通公園側は北に面していることから、在来種の保全を目的としたエリアとし、在来の中低木を生かした日陰空間の確保と、水生生物も含めた在来種の保全と豊かな生態系の形成が促されるようコンクリート構造ではない、丸太を格子状に組んだ木製護岸工法を採用することとしました。



○ 『工事実施にあたって』

平成 17 年 10 月から工事に着手し、平成 18 年 3 月には完了予定です。工事の実施にあたっては、公園利用者へ事前に工事予告の看板やポスター、チラシを活用して周知したり、木賊川の流域住民には定期的に配布を行っている「川づくりかわら版」で事業の進捗具合を紹介したりすることで、PRを実施しています。

平成 18 年 3 月には生まれ変わった木賊川と触れ合うことができるでしょう。



○ 『おわりに』

今回の事業実施によって公園と河川が一体となることで、人が川と親しみ、心の安らぎを得られる憩いの場となることが期待されます。

また、平成 17 年 12 月 1～2 日にかけて千葉県で行われました（社）全国防災協会主催の「平成 17 年度第 4 回災害復旧技術発表会」において、岩手県盛岡地方振興局土木部河川砂防課都市河川スタッフ 北館康弘主任が当事業に関する発表を行い、『優秀賞』を受賞しました。住民と有識者の意見を積極的に取り入れた事業計画とすることにより、みんなが親しめる緑豊かな川づくりの模範事例にふさわしいという点で高評価を受けました。

最後に、住民懇談会で木賊川の整備に関してたくさんのご提案を頂きました周辺住民の方々や、水生生物・植物の保全に関して専門的なアドバイスを頂きました災害復旧工法等検討委員会の委員の方々等、この事業の計画と採択に関わった全ての方のご協力によって上記の賞の受賞に至りました。関係者の方々へ深く感謝致しますと共に、この場を借りて感謝の言葉とさせていただきます。

今後、住民との協働による草刈やゴミ拾いを継続的に実施し、公園利用者等の環境意識がさらに高まっていくことで、ヤマメが泳ぎ、カワシンジュガイが生息する上流部のような清流を蘇らせることを目標に、岩手県としても積極的に維持管理に取り組んでいきたいと思っています。

住民協働による草刈り



カワシンジュガイ



■お知らせとお願い

○水位監視カメラを増設しました。

盛岡地方振興局土木部では、木賊川の水位の状況をリアルタイムで監視し、迅速な水防活動や住民の避難を支援するために水位監視カメラを設置しております。また、携帯電話からも画像による水位の状況を確認できるようになりました。

アドレスは、パソコンからは、<http://www.morioka-kasen.jp>

携帯電話からは、<http://www.morioka-kasen.jp/mobile>



○油の管理にご注意ください。

朝晩の冷え込みも厳しくなり、ストーブが欠かせない季節となりました。この時期になりますと、毎年、油の河川への流出事故が多発します。今一度、ホームタンクの配管に亀裂や漏れがないかチェックをしてみてください。

一度、油の流出事故が発生しますと、地中に染み込んだ油の回収や河川や水路での油の処理などに多額の費用がかかり、これらの費用は、基本的に原因者負担となります。



過去に発生した油流出事故の状況



人首川で住民主体の柳伐採が行われました！
水沢地域／11月20日(日)

11月20日(日)に江刺市岩谷堂地内の人首川において、河道内の柳の木が景観を損ねているとの理由から、地区住民による伐木作業が行われました。

当日は当該地区の住民ほか約100人が集まり8時から12時まで柳の伐採作業を行いました。

今回の作業は、住民が主体となり人首川地域の景観を守っていきこうと企画されたもの。

当地区では行政との協働に向けて話し合いが行われており、今回の作業は地方振興局土木部との役割分担(伐採：地域住民、運搬処理：土木部)を決めて実施したものです。



現場見学会(築川地区福祉推進協議会員)を開催
盛岡地区／12月10日(土)

12月10日(土)午後1時から4時まで築川地区福祉推進協議会から依頼を受け「工事説明会及び現場見学会」を雪の降る中で実施致しました。

今まで国道9号橋を見学する場合は、現盛岡大迫東和線(標高240m)の高さから国道9号橋(計画高さ308m付近)を見上げていただくだけでしたが、今回の見学では国道9号橋の上にあがって頂きました。天気は大雪とあいにくのお天気でしたが、橋の上にあがれて喜ばれている方が多かったように思われました。また、参加されました方からは早期に道路供用が開始してほしいと要望の声があがりました。



早坂トンネル見学会を開催

岩泉地域／12月2日(金)

12月2日(金)に岩泉町立小本中学校の1年生22名が参加し早坂トンネル見学会が開催されました。この見学会は「総合学習」ということもあり、参加した生徒からは、「どうやって掘ったのか?」「何人が働いているのか」「これまでに苦労した事は何か」「工事に携わり感じた事」などの質問が出されました。

数日後、学校から生徒の直筆による礼状が届きましたが、手紙の内容を読むと早坂トンネルに対する期待の大きさが分かり、頑張らなければと気持ちが引き締まりました。



住民参加による歩道除雪を実施!

岩泉地区／12月25日(日)

12月25日(日)、岩泉町大川地区において、おおかわむら地域振興協議会による住民参加の歩道除雪機操作講習会が行われました。この住民参加による歩道除雪は、住民協働による新しい道路の維持管理の実現に向けて、住民との対話(ワークショップ)により実現したものです。

おおかわむら地域振興協議会と12月21日に「住民参加型歩道除雪に関する協定及び確認書を締結し、県は、小型歩道除雪機の貸与や燃料、ボランティア保険代を負担。住民は、歩道除雪を行い、お互いに力を出し合い歩道の除雪を行っています。平年より早い大雪に見舞われ、早くもフル稼働です。

Information

開催等 のお知らせ 1

●構造計算書偽造問題に対する県の対応状況等について！

構造計算書の偽造事件に対応し、県においては、調査の実施や相談窓口の設置等を行なっています。

■ 県及び盛岡市が建築確認を行なった「大臣認定構造計算プログラムを使用した建築確認図書の再点検」の実施結果について

県及び盛岡市が建築確認を行なった大臣認定プログラムを使用した建築確認図書で、保存されている建築確認図書571件すべてを再点検した結果、構造計算書の偽造は認められませんでした。

■ 調査に関連する岩手県の状況について

(1) 姉歯建築設計事務所が関与し、かつ、所在地が判明した建築物は、岩手県内にはありません。

(2) 指定確認検査機関が行なった構造計算書を必要とした建築確認件数は、県内に113件ありますが、これらは、いずれも大臣指定機関の確認案件であり、今後、国が立入り検査を行なう中で問題の有無が判明することとなります。

■ 相談窓口の設置について

県民からの相談を受けるため、県・盛岡市、建築構造の関係団体にも相談窓口を開設しています。

○ 県・盛岡市における相談窓口と連絡先

● 岩手県県土整備部建築住宅課建築指導担当
電話 019-629-5935

● 盛岡市都市整備部建築指導課
電話 019-651-4111(内 3620)
019-626-7537 (直通)

○ 建築構造の関係団体の相談窓口と連絡先

● (社)日本建築構造技術者協会東北支部
岩手ブロック 電話 019-648-1757

● (社)岩手県建築設計事務所協会
電話 019-651-0781

開催等 のお知らせ 2

●1月1日から屋外広告業登録制度を導入します！

岩手県は、平成18年1月1日から、屋外広告業の登録制度を導入します。

◇ 平成18年1月1日以降、新たに岩手県内で屋外広告業を営もうとする場合は、屋外広告業の登録が必要となります。

◇ 既に屋外広告業の届出を行っている事業者についても、平成18年7月1日までに登録申請をする必要があります。

■ 屋外広告業とは？

広告主から広告物の表示や広告物を掲出する物件の設置を請け負って、屋外で公衆に表示することを営む営業をいいます。

■ 登録が必要な事業者

岩手県内で屋外広告業を営む事業者（個人、法人）です。県内に本社（本店）や営業所がない場合であっても、県内で屋外広告業を行う場合は、登録が必要となります。

■ 登録事項

登録事項は、次のとおりです。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 県内で営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人の場合は、その役員の名
- (4) 未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

■ 手数料

登録申請の手数料は、10,000円です。

■ 登録の申請について

登録申請に必要な書類を添えて、次の窓口へ提出してください（郵送でも結構です。）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県県土整備部都市計画課 まちづくり担当
電話 019-629-5892 (直通)

※受付時間8時30分から17時15分まで(但し、土日・祝日等を除く。)

<登録申請窓口及び問合せ>

県土整備部都市計画課 まちづくり担当

電話：019-629-5892 (直通)

FAX：019-629-9137

E-mail：AG0007@pref.iwate.jp

Information

開催等
のお知らせ
3

●フォーラム“地域の景観を考える” in 宮古を開催します！

岩手県では、平成 17 年度に県内 4 箇所モデル的に実施した「地域の景観点検」の結果や活動の内容などの報告を軸に、フォーラム「地域の景観を考える」を以下のとおり開催します。

■日時

平成 17 年 2 月 8 日（火）
午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

■会場

休暇村陸中宮古（宮古市崎鉾ヶ崎 18-25-3）

■プログラム

- 基調講演 講師：北原啓司氏
（弘前大学教育学部副学部長・大学院教授）
- 座談会：地域の景観点検を实践して
胆沢町胆沢地区：千葉嘉彦氏
（特定非営利活動法人エコ・スタディいさわ）
宮古市栄町～大通地区：館昭一氏
（NPO 法人三陸 NPO 支援センター）
盛岡市八幡町地区：寺井良夫氏
（NPO 法人都市デザイン総合研究センター）
石鳥谷町北向地区：甲山知苗氏
（NPO 法人花巻市民活動支援センター）
アドバイザー：北原啓司氏
コーディネーター：久木田禎一氏
（美しいいわて推進委員会委員長）

【問合せ先】

県土整備部都市計画課まちづくり担当
電話 019-629-5891



（盛岡市において、平成 17 年 11 月 27 日（日）に盛岡市で開催したフォーラムの様子）

開催等
のお知らせ
4

●公共工事コスト縮減対策岩手県第 3 次行動計画を策定しました！

岩手県では、平成 9 年度に「公共工事コスト縮減対策岩手県行動計画」（第 1 次行動計画）、平成 13 年度に「公共工事コスト縮減対策岩手県新行動計画」（第 2 次行動計画）を策定し、公共工事のコスト縮減に取り組んでいますが、第 2 次行動計画の縮減目標をほぼ達成したことから、引き続き真に必要な社会資本整備を着実に進め、よりよいサービスを提供していくために、平成 22 年度を最終年度とする「公共工事コスト縮減対策岩手県第 3 次行動計画」を策定することとしました。

■ 計画対象

県が実施する公共事業

■ 計画期間

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間

■ 縮減目標

平成 22 年度末で 15% の総合コスト縮減率を達成する。（総合コスト縮減とは、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減を含めたもの）

■ 取組方針

◆第 3 次行動計画では、「事業の迅速化」、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」、「調達の最適化」の観点から、公共事業のすべてのプロセスを見直す。また、「工事の時間的コストの低減」、「ライフサイクルコストの低減」などの分野についても可能な限り貨幣換算し、コスト縮減額を算定することとする。

◆計画を進める上での重点取組み事項として、コスト縮減効果を早期に発現させるとともに、環境分野の社会的コストの低減を図るため、次の 3 つを設定する。

- ①地域の实情に応じた社会資本整備（ローカルスタンダード）の展開
- ②アセットマネジメントシステムの導入
- ③資源循環の推進

【問合せ先】

県土整備部建設技術振興課技術企画指導担当
電話 019-629-5950

みんなの声

1 opinion/idea/proposal/recommendation

釜石地域は他の地域に比べ急傾斜地が多い。宮城県沖地震の確率が発表されて以来、耐震診断等が行われているが、耐震上問題があっても急傾斜地に指定されていると急傾斜対策を行わない限り建物を直すことができない。急傾斜対策は県の主管事業だが個人の所有地までは手が回っていない。このままでは地震対策が遅れてしまう。個人で急傾斜対策を行う場合、県としての有効な補助制度はあるのでしょうか。補助制度が無いようであれば、県として早急に補助制度を作成してほしい。

2005/9/7/電子メール/釜石市

急傾斜対策については、土地の所有者、管理者または占有者が保全に努力すべきであることから、個人で急傾斜地対策を行う場合における、有効な補助制度は策定されていません。県では、急傾斜地の所有者等または当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある方が対策工事を施行することが困難と認められる場合で、緊急性を要する箇所について、急傾斜地崩壊対策工事を実施しています。

しかし、数多く存在する急傾斜地崩壊危険箇所を対策工事で安全な状態にするには、膨大な時間と費用が必要です。そのため、県内全域で危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や危険箇所での新たな住宅建設の抑制等の対策を推進していくこととしています。

3 opinion/idea/proposal/recommendation

月が丘にある県営住宅において、違法駐車が多く困っている。県として取締りを強化してほしい。

2005/9/28/フリーダイヤル/盛岡市

盛岡市・月が丘の県営住宅の違法駐車については、機会あるごとに注意文書を入居者の皆さんに配布し、違法駐車をしないよう呼びかけているところです。また、違法駐車の際は張り紙をして注意していますので、御理解をお願いします。入居者の皆さんも、違法駐車をなくすよう話し合いをするなどの御協力をお願いします。

2 opinion/idea/proposal/recommendation

滝沢村にある「春子谷地の湿原」の景観を守る為に、県で買い求め、整備してほしい。

2005/9/13/電子メール/不明

県では、優れた景観を保全、創造することにより、県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土を実現するため、平成5年に「岩手県の景観の保全と創造に関する条例」いわゆる景観条例を制定し、景観に影響を与えると考えられる一定規模の建築等の行為を対象に届出を義務付け、指導を行うことなどにより、良好な景観形成に努めています。

御提言のプレハブ、仮設トイレ等の小規模建築物は、景観条例に基づき景観形成を図る上で特に重要と認められた岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域内にありますが、この条例による届出の対象には含まれないことから、県が指導を行うことは困難です。また、県が買収して整備することについても、実施に必要な関係法令等の要件を満たしておらず、困難であると考えています。

なお、御提言の趣旨については、当該施設が立地する滝沢村にもお伝えします。

4 opinion/idea/proposal/recommendation

岩手県内各地の公園は和式トイレである。なぜ洋式トイレは設置されていないのでしょうか。公園は健全者だけのものではない。公園の管理をもっとしっかりと行ってほしい。

2005/9/12/文書/釜石市

県内の県管理公園としては、都市公園の御所湖広域公園や花巻広域公園をはじめとして、河川、港湾における公園施設を含めると平成16年度末現在で60箇所程度あり、その約半数について障害者等に配慮した洋式トイレを設置しています。

県では、平成7年度に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、不特定かつ多数の方が利用する建築物、道路、公園等の施設の新築等を行う場合には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した整備に努めることとしていることから、今後ともこの条例に配慮した施設の整備に努めていきます。また、県内には市町村が管理する公園も数多くあり、御提言の趣旨については、様々な機会を通じて伝えていきます。